

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案参照条文 目次

一	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（抄）	1
二	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）	2

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第四条―第六条）

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定（第七条）

第二節 再編関連振興特別地域整備計画（第八条・第九条）

第三節 事業の実施等（第十条―第十三条）

第四節 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）

第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例（第十六条―第二十四条）

第五章 駐留軍等労働者に係る措置（第二十五条）

第六章 雑則（第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

第五章 駐留軍等労働者に係る措置

第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいずれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

3 5 (略)

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

附 則

(所掌事務の特例)

2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
平成三十年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号）の規定による特別給付金に関すること。
平成三十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第一百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	同法第十条の規定による給付金及び同法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の	同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条の規定が効力を有する間	
平成二十九年三月三十一日までの間	一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間	同法第十六条の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十一条第二項の規定による交付金の交付に関すること。

（特別の機関の設置の特例）

5 平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。